別表第一　法第13条に規定する補正係数の算定に用いる補正率等の表（第６条、第７条、第９条、第10条、第11条の２、第13条、第17条、第49条関係）

(1)　都道府県分

経費の種類	測定単位	補正率等
一　警察費	警察職員数	段階補正 測定単位の数値が3,095人以上のもの 3,095人　1.00 3,095人を超え5,000人までの数　0.98 5,000人を超え10,000人までの数　0.97 10,000人を超え20,000人までの数　0.93 20,000人を超える数　0.94 測定単位の数値が3,095人に満たないもの その団体の数値　1.00 3,095人に満たない数が1,095人までの数　0.02 同上1,095人を超える数　0.09
二　土木費　1　道路橋りょう費	道路の面積	密度補正 その団体の交通量 11,000台までの数　1.000 11,000台を超え13,000台までの数　1.089 13,000台を超え20,000台までの数　1.341 20,000台を超え30,000台までの数　1.541 30,000台を超える数　1.881 普通態容補正　1.000 ㈱　指定都市を包括する道府県にあつては、上記の率にそれぞれ0.001を加算した率とする。

寒冷補正

級地	寒冷度	積雪度	
		雪寒道路の面積	その他の道路の面積
4級地	0.086	1.029	0.000
3級地	0.053	0.691	0.000
2級地	0.032	0.416	0.000
1級地	0.019	0.237	0.000
無級地	0.000	0.237	0.000

備考　「雪寒道路」とは、前年の４月１日現在において、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）第３条の規定によつて国土交通大臣が指定した道路をいう。以下同じ。

別表第一　法第13条に規定する補正係数の算定に用いる補正率等の表（第６条、第７条、第９条、第10条、第11条の２、第13条、第17条、第49条関係）

(1)　都道府県分

経費の種類	測定単位	補正率等
一　警察費	警察職員数	段階補正 測定単位の数値が3,095人以上のもの 3,095人　1.00 3,095人を超え5,000人までの数　0.98 5,000人を超え10,000人までの数　0.97 10,000人を超え20,000人までの数　0.93 20,000人を超える数　0.94 測定単位の数値が3,095人に満たないもの その団体の数値　1.00 3,095人に満たない数が1,095人までの数　0.02 同上1,095人を超える数　0.09
二　土木費　1　道路橋りょう費	道路の面積	密度補正 その団体の交通量 11,000台までの数　1.000 11,000台を超え13,000台までの数　1.089 13,000台を超え20,000台までの数　1.341 20,000台を超え30,000台までの数　1.541 30,000台を超える数　1.881 普通態容補正　1.000 ㈱　指定都市を包括する道府県にあつては、上記の率にそれぞれ0.001を加算した率とする。

寒冷補正

級地	寒冷度	積雪度	
		雪寒道路の面積	その他の道路の面積
4級地	0.086	1.023	0.000
3級地	0.053	0.689	0.000
2級地	0.032	0.417	0.000
1級地	0.019	0.237	0.000
無級地	0.000	0.237	0.000

備考　「雪寒道路」とは、前年の４月１日現在において、積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法（昭和31年法律第72号）第３条の規定によつて国土交通大臣が指定した道路をいう。以下同じ。